（粗大ごみ収集運搬業務委託用）

年　　月　　日

車　両　調　達　等　計　画　書

委託件名　　粗大ごみ収集運搬業務委託（　　　　　　　地区）

社　　名

１　受託後に使用予定の車両（予備車を含む）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 車体の形状  破砕機付機械車  平ボディ車、軽四輪車等 | 最大積載量 | 現有の有無  ※１ | ナンバープレート情報　※２ | | | |
| 管轄支局等  （地名） | 分類番号  （数字３桁） | 用途  （平仮名１字） | 車両番号  （数字４桁） |
| 1 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 2 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 3 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 4 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 5 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 6 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 7 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 8 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 9 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 10 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 11 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 12 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 13 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |
| 14 |  | ㎏ |  |  |  |  |  |

※１　現在所有又はリースしている場合は「有」、今後購入又はリースする場合は「無」と記入すること。

※２　現在所有又はリースしている車両は記入すること。

※現在所有又はリースしている車両は「自動車検査証(写)」、今後購入又はリースする場合は相手先からの「引受証明書」を添付すること。

※使用予定の車両の記入がこの様式で足りない場合は、複数枚使うものとする。

２　受託後に使用予定の車庫

住所　　　　　　　　区

　（所有者等との調整状況：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※住所の地図を添付すること。

第５号様式の１（第17条、第22条第３項、第28条第２項）

引　受　証　明　書

　　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

（証明者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

営業担当者名

連絡先

（入札参加者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　が落札の際は、納入期限を厳守し、納入することを証明します。

１　入札件名

２　品名等の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | メーカー・型番 | 数量 | 単価 | 金額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

３　納入場所

４　納入期限

　　　　　　　年　　　月　　　日

（注）１　証明者欄は、販売代理店、特約店等の供給業者が記載してください。

　　　２　件名欄には、入札参加を希望している契約件名を記載してください。

　　　　　（１契約案件ごとにこの引受証明書を作成してください。）

３　品名等の内訳欄には、仕様書に基づいて、供給物品ごとに品名、メーカー・型番、数量を記載してください。枠内に記載しきれない場合は、別紙内訳書を作成し、添付してください。

４　品名等の内訳が、仕様等を満たさないと判断した場合は、入札参加資格を有しないとすること又は落札者として決定しないことがあります。

（粗大ごみ収集運搬業務委託用）

　　年　　月　　日

誓　　約　　書

　横　浜　市　長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 委託件名を記入 | 委託件名を記入 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

以上における入札参加意向申出書の提出にあたり、次の事項を誓約します。

１　落札後、指定期日までに、仕様書で定める収集車両及び人員等を確保すること。

２　落札後、指定期日までに、仕様書で定める機材、受付端末を設置する場所、車庫を確保すること。

３　落札後、指定期日までに、必要な提出書類等を提出すること。

４　適正に業務を実施できる範囲で、入札参加すること。

５　業務の公共性を充分に認識し、適正に業務を行うことができるよう業務従事者に対し、仕様書で定める内容の研修を、委託業務開始時までに自主的に実施すること。また、横浜市が研修等を行う場合は、研修等に参加すること。

６　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

７　上記１から６ができなかった場合、また、委託業務開始時からの適正な業務の履行に支障が生じると横浜市が認めた場合には、契約されなかったとしても異議を申し立てないこと。